

第161回 全日本剣道連盟「社会体育指導員剣道（初級）」

および公益財団法人日本スポーツ協会「剣道コーチⅠ（専門科目）」養成講習会要項

1 目 的

地域において、剣道活動を実施している学校・道場・クラブ・グループ・スポーツ教室等で剣道の実践的指導に当たっている指導者の資質の向上を図り、剣道をより充実し正しく普及発展させること、および指導者に必要な知識・能力を得ようとする者の養成を目的とする。なお、地域社会における剣道の指導者としての公的資格を得るための、公益財団法人日本スポーツ協会「剣道コーチⅠ（専門科目）」の講習を兼ねる。

2 主 催

公益財団法人 全日本剣道連盟

3 期 間 令和8年2月13日（金）～15日（日）

4 会 場 アルテンジャパン武道館

〒310-0045 茨城県水戸市新原 2-11-1 TEL：029-251-8444

宿舎は各自で確保すること。なお、懇親会はコロナ感染拡大防止のため行わない。

5 日程および科目

別紙日程表による。 ※講習生の人数によって、時間・日程変更する場合がある。

6 受講資格

- (1) 各都道府県剣道連盟の登録会員であり、年齢20歳以上（原則）で剣道三段以上の者で、地域において、剣道活動を実施している学校・道場・クラブ・グループ・スポーツ教室等で、剣道の実践的指導に当たっている指導者および指導者に必要な知識・能力を得ようとする者。
- (2) 全日程を受講できる者。
- (3) 年齢基準は、令和8年3月31日以前に20歳の者。

7 受講対象（定員）

本講習会は、全国を対象として実施する。

人数枠 90名（予定）※定員オーバーした場合は、人数調整する場合がある。

8 申込み

受講希望者は申込書（別紙2）に必要事項を各人が記入し、登録加盟団体に申込むこと。

9 申込み締切り

令和7年12月8日（月）必着のこと。

10 受講者の決定

- (1) 全剣連は申込み締切り後、受講希望者本人に關係書類を送付する。
- (2) 受講者は、参加経費を後日送付する關係書類（事務連絡）に従い、直接全剣連に納入する。
※ 後日、全剣連より振込用紙を送付する。
- (3) コロナ等の状況次第では、開催を中止する場合もある。開催中止の場合には、参加者への通知ならびに全剣連ホームページで連絡する。
宿泊所、交通機関のキャンセル代が発生する場合は自己負担になる。

11 参加経費

〈講習会参加経費〉《一般》	受講料	18,200円
	剣道社会体育教本代	2,100円
	昼食代（金、土曜日分）	1,600円
	集合写真代	1,000円
	登録料	5,500円
	合計	28,400円

《シルバー割引》 65歳以上は一般の受講料の一割引。

受講料

16,500円

それ以外は《一般》と同様

合計 **26,700円**

※剣道社会体育教本の購入を希望しない方は、2,100円を引いた額になります。

シルバー対象は令和8年3月31日までに65歳になる者。

世界大会応援クラブ会員の方は、上記金額から1,000円割引いたします。

〈全剣連登録料〉 業務の関係上、参加経費の中に登録料（5,500円）が含まれている。

仮に不合格になった場合は、速やかに登録料を返金する。

〈受講取消しの返金〉 (1) 令和8年2月6日（金）までは手数料を引き全額返金。手数料 610円

(2) それ以降は昼食代および手数料を引いた額を返金。

(3) 上記（1）（2）以外の返金はしない。

12 安全管理

参加者は、各自十分健康管理に留意して参加すること。また、健康保険証を持参のこと。高齢の参加者については特に留意すること。

主催者において、行事实施中、傷害発生の場合は、応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるように手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院は含まない）は主催者が負担する。AEDを常備する。また、脳しんとうの可能性や生命の危険性を否定できない症状と判定された場合は、直ちに講習会への参加を中止とする。

なお、主催者は、参加者の事故に対し（会場への往復途上を含む）、傷害保険に加入する。面をつけて剣道を行う際には、飛沫の飛散防止等のため、口の部分を覆うシールドもしくは、面マスクを着用する。

13 個人情報等への取り扱い

※以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟が実施する本研修会運営のために利用する。

なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。

更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

(1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。

(2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。

(3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

14 その他

(1) 本講習会を合格した者には「全剣連社会体育指導員剣道（初級）」の認定証を授与する。なお、規定の基準に達しない科目がある場合は条件付合格となる。

(2) 本講習会に合格した者は、公益財団法人日本スポーツ協会「剣道コーチⅠ（専門科目）」の修了者となる。

(3) 本講習会の受講者は、8単位分を自宅学習し、講習会時に指定の論文を提出し、課題学習分の筆記試験を受験する。 ※後日、論文課題等を本人に送付する。

(4) 本講習会の可否は、後日、受講者本人に連絡する。

(5) 「全剣連社会体育指導員剣道（初級）」の認定証は、後日、個人評価表と合わせて本人に送付する。

15 注意事項

(1) 本講習会では、関係者および参加者のみとし、見学者は一切お断りする。

(2) 本講習会では、37.5度以上ある方は参加できない。

(3) 木刀・審判旗は、各自で準備して共有しないこと。